

動物実験に関する自己点検・評価報告書

動物検疫所

対象期間 令和6年4月～令和7年3月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

| |
|---|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する機関内規程を定めている。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 機関内規程を定めていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物検疫所微生物等管理要領（平成 19 年 1 月 5 日付け 18 動検第 1056 号） ・動物検疫所中部検査・診断センターBSL3 エリア微生物等取扱マニュアル（平成 23 年 11 月 30 日制定） ・実験動物管理飼育マニュアル（AIV 接種試験）（中部検査・診断センター） ・動物実験の麻酔・鎮痛処置マニュアル（中部検査・診断センター） ・人道的エンドポイント及び安楽死処置マニュアル【参考】ガイドライン（中部検査・診断センター） |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に適合した機関内規程が定められている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 特になし。 |

2. 動物実験委員会

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験委員会を設置していない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 基本指針に適合した動物実験委員会が設置されている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 特になし。 |

3. 動物実験の実施体制

| |
|---|
| 1) 評価結果 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 動物実験の実施体制を定めていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 |
| ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物検疫所中部検査・診断センターBSL3 エリア微生物等取扱マニュアル（平成 23 年 11 月 30 日制定） ・実験動物管理飼育マニュアル（AIV 接種試験）（中部検査・診断センター） ・動物実験の麻酔・鎮痛処置マニュアル（中部検査・診断センター） ・人道的エンドポイント及び安楽死処置マニュアル【参考】ガイドライン（中部検査・診断センター） |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） |
| 基本指針に適合した動物実験計画の立案、審査及び承認、また、結果報告の実施体制が定められている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 |
| 特になし。 |

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

| |
|---|
| 1) 評価結果 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 <input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 |
| ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 動検第 1260 号） ・動物検疫所微生物等管理要領（平成 19 年 1 月 5 日付け 18 動検第 1056 号） ・動物検疫所中部検査・診断センターBSL3 エリア微生物等取扱マニュアル（平成 23 年 11 月 30 日制定） ・実験動物管理飼育マニュアル（AIV 接種試験）（中部検査・診断センター） |

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験の麻酔・鎮痛処置マニュアル（中部検査・診断センター） ・人道的エンドポイント及び安楽死処置マニュアル【参考】ガイドライン（中部検査・診断センター） |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）</p> <p>基本指針に適合した安全管理に注意を要する動物実験計画の立案、審査及び承認、また、結果の報告の実施体制が定められている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期等</p> <p>特になし。</p> |

5. 実験動物の飼養保管の体制

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 動検第 1260 号） ・動物検疫所微生物等管理要領（平成 19 年 1 月 5 日付け 18 動検第 1056 号） ・動物検疫所中部検査・診断センターBSL 3 エリア微生物等取扱マニュアル（平成 23 年 11 月 30 日制定） ・実験動物管理飼育マニュアル（AIV 接種試験）（中部検査・診断センター） ・動物実験の麻酔・鎮痛処置マニュアル（中部検査・診断センター） ・人道的エンドポイント及び安楽死処置マニュアル【参考】ガイドライン（中部検査・診断センター） |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>施設ごとに実験動物管理者を置き、基本指針及び飼養保管基準に適合した管理体制がとられている。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期等</p> <p>特になし。</p> |

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取組及びその点検・評価結果）

| |
|--------------|
| <p>特になし。</p> |
|--------------|

II. 実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に機能している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物実験実施規程に基づく動物実験等の実施状況に関する自己点検及び評価に関する審議記録 |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験委員会規則に基づき、原則 5 名の委員によって、動物実験申請書の審議等が行われている。令和 6 年度は自己点検及び評価に関して電子メールによる持ち回りで審議等が行われた。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 特になし。 |

2. 動物実験の実施状況

| |
|---|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験申請書（兼審査・承認書）（規程様式） ・動物実験計画変更申請書（規程様式） ・動物実験終了報告書（規程様式） |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 令和 6 年度は、動物実験申請はなかった。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 実績なし。 |

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

| |
|--|
| <p>1) 評価結果</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当する動物実験を行っていない。</p> |
| <p>2) 自己点検の対象とした資料</p> <ul style="list-style-type: none">・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号）・動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 動検第 1260 号）・動物検疫所微生物等管理要領（平成 19 年 1 月 5 日付け 18 動検第 1056 号）・動物検疫所中部検査・診断センターBSL3 エリア微生物等取扱マニュアル（平成 23 年 11 月 30 日制定）・実験動物管理飼育マニュアル（AIV 接種試験）（中部検査・診断センター）・動物実験の麻酔・鎮痛処置マニュアル（中部検査・診断センター）・人道的エンドポイント・安楽死処置マニュアル 【参考】ガイドライン（中部検査・診断センター）・動物実験申請書（兼審査・承認書）（規程様式）・動物実験計画申請書（規程様式）・動物実験終了報告書（規程様式）・飼養管理記録簿（規程様式）・動物実験教育訓練実施状況（規程様式） |
| <p>3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）</p> <p>令和 6 年度は、動物実験申請はなかったが、規程が整備されていることを確認した。</p> |
| <p>4) 改善の方針、達成予定時期等</p> <p>実績なし。</p> |

4. 実験動物の飼養保管状況

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・実験動物管理飼育マニュアル (AIV 接種試験) (中部検査・診断センター) ・飼養管理記録簿 (規程様式) |
| 3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) 令和6年度は、動物実験申請はなく、実験動物の飼養保管はなかった。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 実績なし。 |

5. 施設等の維持管理の状況

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則 (平成28年6月7日付け28動検第227号) ・動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領 (平成19年3月14日付け18動検第1260号) ・動物検疫所微生物等管理要領 (平成19年1月5日付け18動検第1056号) ・動物検疫所中部検査・診断センターBSL3エリア微生物等取扱マニュアル (平成23年11月30日制定) |
| 3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。) マニュアル等に従い、施設は適正に維持管理されている。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 特になし。 |

6. 教育訓練の実施状況

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・R 6 年度動物実験教育訓練実施状況 |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 動物実験の実施に関する教育訓練が、動物実験責任者により動物実験実施者に適正に実施されていた。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 特になし。 |

7. 自己点検・評価、情報公開

| |
|--|
| 1) 評価結果 <input checked="" type="checkbox"/> 基本指針及び飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 <input type="checkbox"/> おおむね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 <input type="checkbox"/> 多くの改善すべき問題がある。 |
| 2) 自己点検の対象とした資料 ・動物検疫所動物実験実施規程及び動物検疫所動物実験委員会規則（平成 28 年 6 月 7 日付け 28 動検第 227 号） ・動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・動物検疫所ホームページ https://www.maff.go.jp/aqs/topix/experiments.html |
| 3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） 基本指針及び飼養保管基準への適合性について、動物実験委員会における自己点検・評価が実施されている。また、基本指針及び飼養保管基準に基づき、動物実験の実施状況等を動物検疫所ホームページで公開している。 |
| 4) 改善の方針、達成予定時期等 令和 7 年度よりホームページに公開。 |

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

特になし。